

あなたの  
声を...

重要な計画や市民の皆さんの生活に重大な影響を与える条例などを策定する際に、素案がまとまった段階で市民の皆さんのご意見をおききする制度が市民意見提出手続き（パブリックコメント）制度です。

皆さんのご意見を、市政に反映させることができる市民参加の一制度ですので、ぜひ積極的なご参加をお待ちしています。



募集

「西東京市環境基本計画」見直し中間報告についてご意見をお寄せください

環境保全課 (保) ( ☎438 - 4042 )

西東京市環境基本計画は平成16年3月に策定され、平成25年度まで10年間の計画期間中、前期5年間経過後にこれまでの目標達成状況や取り組み内容を再点検し、計画をより具体性・実効性の高いものとするため、重点プロジェクトを中心に中間の見直しを行います。

この度、中間見直し案がまとまりました。この見直し案について、市民の皆さんのご意見を募集します。

見直し案の閲覧  
環境保全課、情報公開コーナー（両庁舎1階）市HPでご覧になれます。

提出方法 文書で提出してください（形式自由）。住所・氏名・案件名「西東京市環境基本計画中間見直し」を必ず明記のうえ、3月31日（月）（必着）までに、〒202 - 8555 市役所環境保全課へ郵送、ファックス（☎438 - 6282）、電子メール（市のHPから）、直接持参で提出してください。

匿名のご意見は受け付けできませんのでご注意ください。  
提出されたご意見に個別回答はできませんのでご了承ください。

報告

耐震改修促進計画を策定しました

都市計画課 (保) ( ☎438 - 4051 )

この計画は、市内の建物の耐震診断や耐震改修を計画的に促進することにより、災害に強い住宅・まちづくりを実現するために策定したものです。阪神・淡路大震災など過去に起きた大きな地震時には、昭和56年以前に旧耐震基準で建てられた建物の被害状況が非常に大きく、多くの尊い命が失われました。

そのため、国では、今後予想されるマグニチュード7程度の首都直下地震などでの被害想定を平成27年度までに半減させるという目標をかかげており、このような建物の耐震化はこの目標を達成するための最重要課題で、最優先に取り組むべきものです。

計画期間 平成19年度～27年度の9年間

内容・構成

はじめに

計画の目的、位置づけ、対象区域・建築物などをまとめました。対象区域は市内全域、対象建築物は昭和56年以前に旧耐震基準で建てられた住宅などです。

耐震化の現状・目標

市内の建築物の耐震化率の現状を推計しました。住宅は81.4%、人が集まる一定規模以上の建物（民間特定建築物）は76.8%、災害

時に避難所等となる防災上重要な公共建築物は77.3%です。

また、平成27年度までに達成する耐震化率の目標を定めました。住宅は93%、民間特定建築物は90%、防災上重要な公共建築物は100%です。

耐震化を図るための施策

耐震化率の目標を達成するための基本的な取り組み方針や重点的に取り組むべき施策を示しました。

耐震化に係る総合的な施策の展開

耐震化を推進するための普及啓発、耐震診断・耐震改修を誘導し効果的に耐震化を促進するための支援策などを整理しました。

なお、この計画に基づき、2月1日から木造住宅の耐震診断・改修で必要となる費用の一部を助成しています。詳細は、都市計画課までお問い合わせください。

市では、今後この計画に基づき、住宅・建物の耐震化を効果的に促進するための各種施策を推進するとともに、関係機関と連携・協力することにより、安心・安全な住環境づくりを目指します。建物の耐震化は、その所有者が自らの問題、地域の課題として主体的に行うことが必要ですので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

	お寄せいただいた意見（要旨）	市の検討結果（概要）
1	耐震改修した場合の税制特例制度（所得税の控除）の適用が、確定申告に間に合うように、この計画を早急に決定していただきたい。 （件数：1件）	この計画は平成20年2月1日に策定し、同日から木造住宅の耐震改修費用の一部を助成する制度を始めました。そのため、市内全域が、耐震改修を行った住宅の所有者に対する所得税の税制特例制度の対象区域となっています。この所得税の控除を受ける際は、一定の適用条件があり、市が発行する証明書を添付して確定申告が必要になりますので、詳細は、東村山税務署（☎042 - 394 - 6811）、または都市計画課（☎438 - 4051）までお問い合わせください。
2	文の説明として図を用いるなど、市民にわかりやすい内容にしてください。 （件数：5件）	ご意見を踏まえ、全体的に掲載図を見直すとともに、新たに図を掲載するなど、わかりやすい内容となるよう修正しました。
3	住宅の耐震化の推計値を木造と非木造に区別し、構造別の戸数がわかるようにしていただきたい。 （件数：1件）	ご意見を踏まえ、住宅の耐震化の推計値の表に木造と非木造の内訳を追加し、それぞれの戸数の推計値がわかるように修正しました。
4	幹線道路沿いの建築物の耐震化は、防災上最重要であるため、建物の調査結果をリストにまとめて提示していただきたい。 （件数：1件）	幹線道路沿いの建築物の調査は、今後、所管行政庁（東京都多摩建築指導事務所）と連携・協力のもと行う予定です。
5	文の中で、「～するものとする。」という表現は、積極性に欠ける印象があるため、「～する。」というような表現に修正していただきたい。 （件数：2件）	ご意見を踏まえ、全体的に文章を見直し、「～するものとする。」という表現を「～する。」に統一して修正しました。